

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	54	事業名	都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業）	事業番号	D-20-2
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	135,000（千円）	全体事業費	135,000（千円）		
事業概要					
■都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業） 市沿岸部など津波や地震の被害により、各地区自治組織の防災拠点である公共施設について全壊等大きな被害が生じているが、現集落内での再建を目指す中、地区活動の拠点となるべき公共施設の整備を行い、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。 ▽事業量 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：中野、松川、新田、岩子、南飯渕、立切、獺庭、上古、大迎 整備内容：新たな活用拠点の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 被災地整理(P26)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：松川、新田、岩子、獺庭、中野、南飯渕、立切、上古、大迎 整備内容：新たな活用拠点の整備 <平成 25 年度> ※事業なし					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなど甚大な被害を受けており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。 しかしながら、その他「災害危険区域」に指定はしないものの、津波の被害が大きな地域は多数ある。 その地域については、現集落内での自ら再建してもらうことを原則としており、地区内の対策として津波の被害を軽減する施策を実施することとしている。 そのような中、地区の拠点となる施設についても、早期に整備することが求められている。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	56	事業名	都市防災総合推進事業（防災備蓄拠点整備事業）	事業番号	D-20-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市	
総交付対象事業費		322, 220（千円）	全体事業費	322, 220（千円）	

事業概要

■防災備蓄拠点整備事業

震災の経験を踏まえ、今後の新たな災害発生に備えるため、防災対策に必要な拠点となる防災備蓄倉庫を整備する。防災備蓄倉庫では、必要な非常時における防災活動の拠点としても使用できるよう、防災機能を持たせることとする。現在の備蓄倉庫は、震災の影響により被害を受けたことも踏まえ、かつ、現在の倉庫の面積では、対応できなかったため、市が所有する相馬市八幡地区に必要となる面積を確保したものとする。防災備蓄倉庫は周辺の環境に調和した景観とし、かつ復興意識を高める施設とする。

▽事業量

- ①設計委託
- ②防災備蓄倉庫建設（建築面積：約 1, 300 m²）
- ③外構工事、

▼位置付け

〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①設計委託
- ②防災備蓄倉庫建設（建築面積：約 1, 300 m²）
- ③外構工事

<平成 25 年度>

東日本大震災の被害との関係

震災時、全国からの寄せられた救援物資の受け入れをする際、受入場所（備蓄場所）の確保および搬出をスムーズに行うことが課題となった。また、在庫数の管理についても適切に行うため、物資の搬入、保管、搬出の機能を十分に有した施設を整備する必要がある。

物資による支援を円滑に行うことで被災者の生活支援を早期に強力にバックアップするもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	学校施設整備事業費国庫負担事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)		事業番号	A-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市	
総交付対象事業費		3,509 (千円)	全体事業費		31,380 (千円)	
事業概要						
■相馬市立磯部小学校屋内運動場改築事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設整備事業費国庫負担事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の整備 建築面積 A=約 700 m² 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P45)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理 <平成 25 年度> 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続						
東日本大震災の被害との関係						
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。						
関連する災害復旧事業の概要						
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	学校施設環境改善事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)		事業番号	A-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市	
総交付対象事業費		19,885 (千円)	全体事業費		177,822 (千円)	
事業概要						
■相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設環境改善事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の改築 建築面積 A＝約 700 m² 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P45)						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理 <平成 25 年度> 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続						
東日本大震災の被害との関係						
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。						
関連する災害復旧事業の概要						
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)		事業番号	C-1-2
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		35,232(千円)	全体事業費		35,232(千円)	
事業概要						
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成及び経済効果算定を行う。 ハード事業は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を予定。 受益面積 A=187ha(八沢地区相馬市分) 【相馬市復興計画の記載】 第2章基本計画-第2節ハード事業 第5項農業基盤整備(主な施策:土地改良事業) 津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。 【福島県復興計画の記載】 (3)新たな時代をリードする産業の創出 ④産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。						
当面の事業概要						
<平成24年度> 実施計画策定						
<平成25年度>						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災の津波により、相馬市沿岸部の約1,500haが浸水し、甚大な被害が発生した。 地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備を実施するための事業計画書作成及び経済効果算定を行う。 津波被災割合(津波被災177ha面積/地区面積)・・・187/187=100%						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	60	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)	事業番号	D-1-27
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	37,000(千円)	全体事業費	289,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:市道・百槻和田線 L=1,600m W=7m C=289,000 千円(岩子字宝迫から岩子字坂脇地区への避難路) ▼位置付け [相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	61	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 88 号線)	事業番号	D-1-28
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	24,000(千円)	全体事業費		57,000(千円)	
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 88 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜地区 事業内容:市道・東部 88 号線 L=250m W=6m C=57,0000 千円(原釜字大津から原釜字萩平地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道の整備(P40) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 避難路の確保(P43)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事 <平成 26 年度> 《事業なし》					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	62	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※施設費		事業番号	D－22－1
交付団体			福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費			280,000（千円）	全体事業費	2,250,000（千円）	
事業概要						
■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A＝14.3ha 原釜・尾浜地区は壊滅的な津波被害を受け、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を実施する。 その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備し、今次津波による浸水エリアで家屋流出までは至らず現位置再建を図る住宅への安全度の向上を図る。 また、災害危険区域内の跡地利用として考えられている水産業や観光産業施設の津波被害を減じる効果もある。 構造的には、防潮堤と相馬亘理線の間に整備することとし、防潮堤と一体とし、防潮堤の裏へ盛土し丘陵地と樹林の組み合わせで減衰を図る計画としている。 ※「相馬市復興計画 Ver1.1」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画（20ページ）参照						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 地形測量、用地測量、緑地設計						
東日本大震災の被害との関係						
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年8月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	63	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※用地費		事業番号	D-22-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（直接）	
総交付対象事業費		1,020,000（千円）	全体事業費		3,250,000（千円）	
事業概要						
■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=14.3ha 原釜・尾浜地区は壊滅的な津波被害を受け、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を実施する。 その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備し、今次津波による浸水エリアで家屋流出までは至らず現位置再建を図る住宅への安全度の向上を図る。 また、災害危険区域内の跡地利用として考えられている水産業や観光産業施設の津波被害を減じる効果もある。 構造的には、防潮堤と相馬亘理線の間に整備することとし、防潮堤と一体とし、防潮堤の裏へ盛土し丘陵地と樹林の組み合わせで減衰を図る計画としている。 ※「相馬市復興計画 Ver1.1」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画（20ページ）参照						
当面の事業概要						
＜平成24年度＞						
用地補償						
東日本大震災の被害との関係						
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	